



だんごを飾って お願いしました

各幼稚園で、色とりどりのだんごや飾り物をミズキの木に取りつけ、一年間の健康を祈願し「団子木飾り」が行われました。

蓮潟幼稚園では、1月13日に園児のおばあちゃんやおかあさんと一緒に団子づくりに挑戦。「今年も元気でいいことがありますように」と自分たちで作った団子を楽しそうに飾りました。

元気でいいこと
ありますように

税の申告

● 申告・相談受け付けは

2月16日(月)

3月15日(月)

(贈与税は2月2日(月)～)



● 所得税確定申告
● 住民税申告 のご案内

本年の所得税確定申告・住民税申告期間は、2月16日から3月15日までとなっています。

平成15年中に所得があつた方は、期間内に必ず申告してください。(給与所得のみで年末調整の済んだ方は必要ありません)

また申告相談は、税務署、町役場で行いますが、各税理士事務所(有料)でも行っています。

新発田税務署及び町役場では土曜、日曜日に申告相談は行いません。

聖籠町役場での申告は、
3階第3会議室です

受付時間は、
午前 9時～11時30分
午後 1時～ 4時30分

町役場申告会場での混雑等を緩和するために、各集落毎の日程を下記のとおり設定しました。

なお、この日程で都合のつかない方は、申告期間中いつでも申告ができますので必ず期間内に申告してください。

月・日・曜日	時 間	対 象 集 落
2.19(木)	午 前	四ツ屋・道賀新田・上大谷内
	午 後	真野
2.20(金)	午 前	丸潟・桃山
	午 後	山倉・苔沼・中の橋
2.23(月)	午 前	本諏訪山・山諏訪山
	午 後	本大夫・山大夫
2.24(火)	午 前	山大夫・本三賀・山三賀
	午 後	
2.25(水)	午 前	尾沢ヶ丘・外畑・稲の平・ひばりが丘
	午 後	二本松・聖中ヶ丘
2.26(木)	午 前	二本松
	午 後	
2.27(金)	午 前	蓮野
	午 後	杉谷内・八幡・東山・旭ヶ丘
3.1(月)	午 前	正庵・藤寄
	午 後	
3.2(火)	午 前	藤寄・大夫興野
	午 後	
3.3(水)	午 前	甚兵衛橋・別條
	午 後	蓮潟
3.4(木)	午 前	蓮潟
	午 後	蓮潟新田・網代浜
3.5(金)	午 前	網代浜
	午 後	
3.8(月)	午 前	網代浜・亀塚
	午 後	
3.9(火)	午 前	亀塚
	午 後	
3.10(水)	午 前	次第浜
	午 後	
3.11(木)	午 前	次第浜
	午 後	

農業の青色申告および収支内訳書で申告される方は、なるべく2月16日、17日、および18日に申告してください。

次の方は
税務署で申告を

自営業者(農業を除く)並びに、住宅借入金等特別控除、医療費控除の還付申告の方は税務署で申告をしてください。

農業収入のある皆様へ

農業所得の「収支内訳書」は
郵送しません。

農業収入が400万円未満の方で「収入金のお尋ね」を提出された方は、今年も「農業所得金額の収支内訳書」を送付いたしません。

町役場以外の申告会場で確定申告する方は、2月12日以降窓口にて収支内訳書(農業所得用)をもらってください。

確定申告に関する
お問い合わせは

- 新発田税務署
☎ 22 - 3161 (代 表)
☎ 22 - 3162 (所得税)
☎ 22 - 3164 (資産税)
☎ 22 - 3170 (法人税)
- 聖籠町役場税務課
☎ 27 - 1956 (直 通)

還付申告指導会開催

税務署では、本年も関東信越税理士会新発田支部のご協力により、次の日程で還付申告のための指導会を開催しますので、ご都合のよい会場へお気軽にお越しください。

なお、この会場では、担当者の指導を受けながら申告書の作成・提出ができますが、前もって用意いただく書類などについては、次のとおりです。

- 2月3日(火)・4日(水)
- 水原町役場
- 2月5日(木)・6日(金)
- 中条町産業文化会館
- 2月9日(月)・10日(火)
- 豊栄市中央公民館
- 2月12日(木)・13日(金)
- 新発田市カルチャーセンター

受付時間(各会場共)

午前9時30分～11時30分
午後1時～午後3時

対象者

年金所得者・給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
源泉徴収税額が0の場合は、還付金はありません

●ご用意いただく書類など

共通

- ・ 印鑑、筆記用具、計算器具
- ・ 申告される方の預金口座の金融機関名、口座番号等のわかるもの
- ・ 年末調整で控除を受けなかった生命保険料、損害保険料等の控除証明書
- ・ 去年の申告書の控えをお持ちの方は、その控え
- ・ 国民健康保険税や国民年金保険料等を支払っている方は、支払額を調べてください
- ・ 年金を受給されている方
- ・ 公的年金の源泉徴収票(原本)
- ・ 給与所得がある方
- ・ 給与所得の源泉徴収票(原本)
- ・ 医療費控除の適用を受ける方
- ・ 医療費の領収書(前もって計算しておいてください)



控除を受けるための要件と必要書類など

	要 件	必要書類
新築住宅	ア 住宅取得後6ヶ月以内に入居し、引き続き住んでいること イ 家屋の床面積が50㎡以上 ウ 床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること エ 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること オ 民間の金融機関や公庫などの住宅ローンを利用し、分割返済で期間が10年以上であること	● 住民票の写し ● 家屋の登記簿謄本 ● 売買契約書または工事請負契約書 ● 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ● 給与所得の源泉徴収票
中古住宅	上記アからオの要件をすべて満たしておりなおかつ、木造などの場合は築後20年以内で使用されたことがあること マンションなどの耐火建築物の場合は築後25年以内であること	● 敷地の購入に係るローンについても控除を受ける場合は敷地の登記簿謄本や売買契約書
増改築等の場合・・・工事費用が100万円以上のこと、その他の要件や必要書類については新発田税務署へお問い合わせください。		

この制度を受けられない場合もありますので、詳しくは新発田税務署へお問い合わせください。 ☎22-3161

住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
・ 住宅借入金等特別控除とは・・・
住宅ローン等を利用してマ

イホームを新築、増築、購入等したときに、一定の要件にあってはまれば確定申告により、納めた所得税が還付されます。

納税には
便利な口座振替制度
をご利用ください

町税の納税は、安心して便利な口座振替制度をご利用ください。つい、うっかり、税金を納め忘れ督促状をもらったなどの経験はありませんか？
納め忘れがないように、わざわざ金融機関に出かけなくても済むように町税の納税は、安心・安全・便利な「口座振替制度」をご利用ください。

通帳は、口座振替されることを予定し預金残高確認をお願いしますが、万が一口座に残金が少なかったために振替(口座からの引き落とし)ができず納税ができない(が)ができなかったときでも(ご)安心ください。その後、臨時的な対応として役場から納税通知書を送りますのでお近くの金融機関や役場の窓口で納めていただくことになります。口座振替の申込手続きは、聖籠町内又は近隣市町村の金融機関で受け付けています。
なお、受け付けができる金融機関(農協・銀行・信用組合・信用金庫など)かどうかお確かめのうえ手続きをお願いします。
詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

成人用おむつ・老齢障害者

所得控除のための証明書を

発行します

申請は保健福祉課へ

申請は
保健福祉課へ

必ず事前に電話連絡ください

おむつに係る費用の医療費控除用証明書

平成15年中に介護保険法に基づく要介護・要支援認定を受けた方で次の要件の全てに該当する場合、町で証明書を発行します。この証明書は、平成15年中に使用したおむつ代分を医療費控除として平成16年に確定申告する場合に発行します。

1. おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方
2. 平成15年中に作成された、介護保険主治医意見書に次の記載のある方
日常生活自立度が一定基準以上(B1・B2・C1・C2)であること
発生可能性が高い病態で「尿失禁」の可能性が「あり」であること
・ 平成15年中にお亡くなりになった方の証明書も発行できます

老齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者認定書の発行について

年齢65歳以上で心身に障害があり、身体障害者に準ずる方に「障害者控除対象者認定書」を次の要領で発行します。

1. 平成15年中に介護保険法に基づく要介護・要支援認定を受けた方
・ 介護保険認定調査票の日常生活自立度等に基づき認定
・ 平成15年中にお亡くなりになった方の認定書も発行できます
2. 要介護・要支援認定を受けていない方で「寝たきり」、「痴呆」の状態にある方
・ 保健福祉課職員等が、平成15年中に日常生活自立度等を調査済みで、該当する場合認定

認定書の発行には申請が必要です。調査票等の確認が必要なため、希望される方は必ず事前に保健福祉課へご連絡ください。

☎保健福祉課(保健福祉センター内) ☎27-6511

税務指導所開設

無料相談
のお知らせ

税理士会新発田支部では次のとおり税務指導所を開設します。
☐ 2月3～6日、23日の計5日間
午前9時～午後4時
(受付は3時まで)

☐ 税理士会新発田支部事務局
新潟酒販(株)2階(諏訪町)
☐ 年金を受けておられる方
・ 給与所得者で医療費控除を受けようとする方

☎ 税理士会新発田支部事務局
☎ 22-8598



ごみのポイ捨て 不法投棄を ゆるすな！！

- 緑が、こどもたちが、泣いている -



▲ 砂防林のごみを拾う亀代小学校の児童たち
(亀代小学校周辺)



▲ 不法投棄されたコンクリートブロック
(大字網代浜地内)

- 不法投棄に関することは
新発田健康福祉環境事務所環境課
☎ 2 6 - 9 1 3 9
聖籠町役場生活環境課
☎ 2 7 - 2 1 1 1 (内線 2 8 3)
☎ 2 7 - 1 9 6 2 (直通)
- 砂防林に関することは
聖籠町役場産業観光課
☎ 2 7 - 2 1 1 1 (内線 1 2 4)
☎ 2 7 - 1 9 5 3 (直通)

砂防林（海岸沿いの松林）は海からの強風などから皆さんの生活を守っている大切な松林です。

その大切な松林にごみを捨てる人がいます。

最近では、コンクリートブロックやタイヤ、ペンキの入ったドラム缶などの悪質なものを捨てる人さえいます。

海岸砂防林保護組合員や環境監視員の方々にご協力をいただきながら、不法投棄の防止に努めているところですが、町民のみなさんにご協力をいただき、一層の監視体制の強化を図りたいと思います。

ポイ捨てをする人を見かけたら注意いただければ幸いです。また、悪質な不法投棄を発見した場合には下記まで連絡をお願いします。

私たちの町から、ごみのポイ捨て、不法投棄を撲滅しましょう。



▲ 不法投棄されたドラム缶からこぼれ出るペンキ
(大字次第浜地内)

大学生・各種専修学校生

町育英資金貸与制度

☎ 役場学校教育課

育英資金の月額

☎ 27 - 1965 (直通)

自宅からの通学

大学
短期大学
高等専門学校
各種専修学校

30,000円(以内)

自宅外からの通学

大学
短期大学
高等専門学校
各種専修学校

30,000円(以内)

この他に申し出のある方には、入学年度に限り一時金として大学は50万円、短期大学・高等専門学校・各種専修学校は30万円を限度として入学一時金として貸与します。

町では将来を担う人材育成を目的として、大学生・各種専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けております。平成十六年度も次のとおり募集しますので期日までにお申し込みください。

貸与申請をすることができる者

- ・ 聖籠町に一年以上住所のある世帯の大学、短期大学、高等専門学校、各種専修学校の入学および在学生
- ・ 学業に専念し、心身ともに健全な者
- ・ 他制度の奨学金を受けていない者
- ・ 両親又は後見人の所得が、町が定めた所得基準以下の者

貸与期間

貸与決定の月から在学する学校最短期間満了時まで。

申込手続

2月16日(月)から3月26日(金)までに次の書類を教育委員会学校教育課で直接請求し提出してください。

- ・ 育英生願書
- ・ 在学証明書(入学後)
- ・ 推薦調書(新入生は卒業学校長の推薦)
- ・ 収入等に関する証明書(両親又は後見人)
- (給与所得者)平成十五年分の源泉徴収票の写し

(事業者)平成十五年分の確定申告書の写し

兼業農家等で、給与収入と事業収入のある場合は、両方提出すること。

・ 住民票の写し(世帯全員)

・ 連帯保証人が二人必要です。

一人は両親のうちの一人、もう一人は両親以外の人で、独立の生計を営む成人の方です。なお、新入生の提出する在学証明書は、入学式後、学校から交付してもらい速やかに提出してください。

一人は両親以外の人で、独立の生計を営む成人の方です。なお、新入生の提出する在学証明書は、入学式後、学校から交付してもらい速やかに提出してください。

育英生の決定

教育委員会が選考決定し四月末に育英生に可否を通知します。

育英資金の貸与

育英資金の貸与は、年三回(四月・九月・一月)本人名義の普通預金口座に振り込みます。初めて受けられる方は四月の選考後、五月末に振り込みとなります。

育英資金の休止と廃止

育英生が休学、または長期欠席のときは、育英資金の貸与を休止します。また、病気等で卒業の見込みがなくなったときや、育英生として適当でなくなった場合等は、育英資金の貸与を廃止します。

貸与期間中の届出について

現在、貸与制度を利用されている方は、毎学年始めに、在学する学校の長を経て「在学証明書」を学校教育課へ提出しなければなりません。

また、卒業したときや在学中に本人又は連帯保証人の住所、身分等に移動が生じたとき、また休学、退学等の場合は速やかに学校教育課へ届け出てください。

育英資金の返還

育英資金の返還には利息がつきません。貸与期間終了後一年を経過した後、十年以内に年賦または半年賦で返還していただきます。繰り上げ返還をすることも可能となっています。

返還を開始する前に、返還方法を明記した「返還明細書」を提出しなければなりません。

返還の猶予・免除

育英生が、進学や病気等の理由により返還が困難と認められた場合は、相当の間育英資金の返還を猶予します。

また、育英生がなくなったり心身障害等の理由により返還が困難と認められた場合は返還を免除することがあります。

必要な書類は教育委員会学校教育課に備えてありますので、お申出ください。

家族みんな健康!!

～食について考えよう～

食生活改善推進委員のみなさんとの交流 & 学習

元気の素、健康の源の大部分は食。特に小さい頃からの食事はその後の生涯の健康を左右する大切な時です。かつては母と我が子の心を結ぶ「食べるスキンシップ」だったおにぎりや近くのコンビニでいつでもどこでも手に入る時代。生活習慣病の増加や発症の若年化が進む今、食についてもう一度考えてみませんか？子育て中のみなさんの参加をお待ちしています。

受講希望の方はご連絡ください。参加者には後日詳細をご連絡します。

「健康日本21」ヘルスサポーター21事業として実施します。

☐ 3月4日(木)

午前9時30～午後1時30分

☐ 保健福祉センター

☐ 調理実習、体脂肪測定など

保育ルームがあります。

☑ ②保健福祉課

食生活改善推進協議会事務局まで

☎ 27 - 6511



☑ ②役場総務課秘書係
☎ 27 - 2111 (内線224)

【応募期限】
2月20日(金)

市販の履歴書に必要事項を記載(写真貼付)のうえ住民票を添付し、役場総務課秘書係に提出してください。

【応募方法】

調理師資格を有する50歳以下の方

【応募資格】

午前8時20分～午後4時5分

【勤務時間】

・平成16年4月1日から平成17年3月31日まで・・・1名

・平成16年6月13日から平成17年3月31日まで・・・1名

【採用期間】

・平成16年4月1日から平成17年3月31日まで・・・1名

【勤務場所】

聖籠保育園

町では、次のとおりパート調理師を募集します。

2月の行事

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

心配ごと相談

4日(水) 18日(水) 3月3日(水)

☑ 町社会福祉協議会

☎ 27 - 6767

行政相談

2月10日(火)

9時30分～11時30分

☑ 役場総務課

☎ 27 - 2111 (内線223)

乳幼児健康診査・各種学級

○ 妊婦学級(前期)

10日(火)午前9時30分～

○ 育児相談会

16日(月)午前10時～11時

○ 1歳2ヵ月児歯科健診

23日(月)午前1時15分～

○ 1歳6ヵ月児健診

26日(木)午後1時15分～

○ 乳児健診

27日(金)午後1時15分～

町長の動向

(主なものを抜粋)

2月

9日・農家組合長会議

12日・中部郷四力町村消防連合

演習打合せ会議

17日・豊栄病院運営審議委員会

19日・新潟県立新発田病院等移

転新築建設工事安全祈願祭

19日・豊栄環境センター定例会

24日・郡町村会2月定例会

25日・新潟県町村会定期総会



☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

町役場 ☎ 27 - 2111
町民会館 ☎ 27 - 2121
図書館 ☎ 27 - 6166
保健福祉センター ☎ 27 - 6511
診療所 ☎ 27 - 1234
水道課 ☎ 27 - 5141

INFORMATION

町民課からのお知らせ

② 役場町民課国保係
☎27-2111 (内線115・116)
☎27-1952 (直通)

平成16年度 人間ドック健診

申し込みは 2月10日(火)まで

聖籠町健康保険では、被保険者みなさまの健康管理のために「人間ドック健診」を実施し、助成を行っています。

ぜひ、この機会に受診され健康増進にお役立てください。

■対象者

聖籠町国保の加入者で

昭和10年4月2日から昭和50年4月1日の間に生まれた方

■申込方法

配布済みの申込書に必要事項をご記入のうえ、2月10日(火)までに隣組長さんに提出してください。

(お電話番号の記入・押印を忘れずをお願いします)

健診実施機関・期日・料金については申込書をご覧ください。

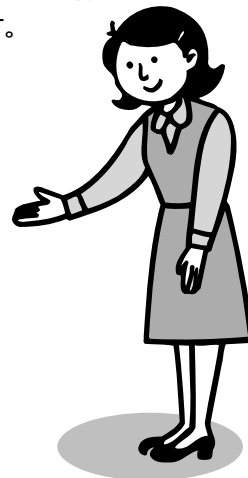


老人保健高額医療費の支給申請について

お早めに申請を

老人保健の受給者の方で、高額医療費が生じた方については、お知らせの文書「高額医療費の支給申請について」をお送りしています。老人保健では、申請の負担を軽減するため、一度申請を済ませれば、以後、再び高額医療費が生じた場合には、わざわざ申請をしなくても、自動的に登録いただいた口座に振り込むという特別な措置を取っています。

医療費の払い過ぎ分をお返しするための大切な申請です。代理申請も可能ですので、お知らせがお手元に届いた方で、まだ申請のお済みでない方は、早めに申請くださるようお願いいたします。



保健福祉まつり 国保・介護クイズ 正解＆当選者発表！！

保健福祉まつり 国保・介護コーナーにて行われたクイズの正解と賞品の当選者を発表します。

Q1 聖籠町国民健康保険では、一日人間ドックについて、お一人あたりいくら助成（国保が負担）しているのでしょうか？

答え 24,000円

Q2 聖籠町における、介護保険の一人あたり費用額（利用額）は、近隣12市町村で何位でしょうか？

答え 3位

応募総数 147

正解……………120

不正解……………25

無効（記入なし）…2

正解者120名の中から、厳正なる抽選の上、次の2名様が当選しました。おめでとうございます。当選された方には、体脂肪計付体重計を進呈しました。

遠藤 公平 様（ひばりが丘）

吉田 めぐみ 様（新発田市）

たくさんのご応募、
本当にありがとうございました！！



生活環境課からのお知らせ

☎ 役場生活環境課 ☎ 27-1962

2月の古紙回収について

毎年、2月の古紙回収をお休みしていましたが、今年から、要望のあった次の集落については収集を行います。

収集日を確認のうえ、収集場所に出してください。

●収集する集落

真野、苔沼、中の橋、山諏訪山、聖中ヶ丘、山三賀、蓮野、杉谷内、正庵、藤寄、蓮渦、網代浜、尾沢ヶ丘、亀塚、八幡、旭ヶ丘、ひばりが丘

●収集日

蓮野地区：2月19日(木)

山倉地区：2月19日(木)

亀代地区：2月20日(金)

●注意事項

雪が積もると回収作業に大きな支障が出てきます。収集を行う集落は、必ず収集場所の除雪をし、収集作業に支障のないようお願いします。



ペットはあなたの家族です

愛情も、しつけも欠かせません。

●ペットのトラブルが多発!!

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多く、最近も、綱を付けずに散歩させていた犬が原因でケガをされた方がいます。

周囲に迷惑をかけないしつけと配慮は、飼い主の務めです。

●フンの後始末をしないと罰則も!!

依然として、散歩途中にした飼い犬のフンを始末しない飼い主が後を絶ちません。

町ではこうした行為に対し、平成12年10月に施行された「聖籠町環境美化推進条例」において罰則を設けています。公共の場所等において飼い犬がしたフンを始末せず、回収の命令にも従わなかった場合は、3万円以下の罰金と明記されています。

飼い犬のフンは必ず始末しましょう!!

行政区長さん 今年もよろしく お願いします

行政と町民とのパイプ役を務めていただく36行政区の区長さんが決まりました。1年間よろしく願います。(行政区によって任期に違いがあります)

行政区長名(敬称略)

(平成16年1月15日現在)

行政区名	氏名
四ツ屋	笹山 聖一
道賀新田	竹内 徹平
上大谷内	水戸部 憲男
真野	水戸部 喜勝
丸渦	吉井 義民
桃山	安達 勝間
山倉	中野 浩司
苔沼	佐久間 文弥
中の橋	中山 明美
本諏訪山	六井 智二
山諏訪山	富樫 位三郎
本大夫	臼井 信二
山大夫	長谷川 孝
聖中ヶ丘	小柳 信夫
本三賀	斎藤 幸夫
山三賀	小林 勝治
二本松	田中 眞佐人
外畑	中村 政男
蓮野	加藤 義郎
杉谷内	諏訪 忠行
正庵	藤井 清四
藤寄	本間 政晴
大夫興野	幾野 要市
甚兵衛橋	大沢 新治
蓮渦	森田 春雄
蓮渦新田	青山 栄光
網代浜	山田 敏夫
次第浜	平野 政要
尾沢ヶ丘	上村 眞一
亀塚	松井 岩蔵
稲の平	片桐 正文
別條	田中 宣博
八幡山	奥平 民夫
東山	五十嵐 昭二
旭ヶ丘	徳光 正秋
ひばりが丘	河内 耕一

☎ 役場総務課

☎ 27-2111 (内線223)

☎ 27-1957 (直通)

手続きを忘れずに

幼児医療費助成

町では、1歳から6歳までの小学校入学前まで、医療費の一部を助成しています。2月で一歳を迎えるお子さんの保護者の皆さんは、2月中に手続きをしていただくこととなります。手続き方法は次の通りです。
平成15年2月生の方

手続きに必要なもの

印鑑 保険証

手続場所

保健福祉課 保健福祉センター内
(幼児医療担当)

この手続きを済ませないと医療費助成を受けられない場合もあります。ご注意ください。

☎ 保健福祉課

☎ 27-6511

2月10日

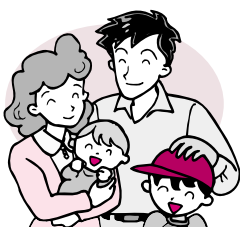
児童手当を 振込みます

児童手当の2月支払い分(平成15年10月～16年1月分)は2月10日(火)に受給者の指定した金融機関(町内金融機関等)に振込みます。個人への支払い通知書は、この紙面をもって通知にかえさせていただきます。

☎ 保健福祉課 児童手当担当

(町保健福祉センター内)

☎ 27-6511



12月の届出

げんきなよいこ

出生

赤ちゃん	保護者	誕生日	行政区
響 介ちゃん	(渡辺 克弘)	11.27	二本松
愛 ちゃん	(山崎 文政)	11.30	網代浜
舞 歩ちゃん	(宮下 和也)	12.19	次第浜
龍 侑ちゃん	(松田 篤)	12.21	亀塚
琴 衣ちゃん	(坂井 文隆)	12.21	ひばりが丘

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	届出日	行政区
小見進一さん (坂原) 奈美絵さん	12.24	藤寄
堀正明さん (上林) 永さん	12.24	網代浜
高松敏彦さん (高橋) 望さん	12.24	亀塚
岩淵浩一さん (田中) 日奈子さん	12.25	二本松
泉八十八さん (苅部) 菜摘さん	12.25	二本松

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	死亡日	行政区
柳 幸さん	(92歳)	12. 2	藤寄
斎藤 カネさん	(90歳)	12. 4	杉谷内
渡辺 キコさん	(81歳)	12. 6	網代浜
渡辺 七五郎さん	(80歳)	12. 8	藤寄
稲田 ヨシさん	(78歳)	12. 9	藤寄
伊関 コトイさん	(89歳)	12.10	桃山
佐藤 イサオさん	(88歳)	12.10	本諏訪山
高松 リノさん	(90歳)	12.16	亀塚
吉田 ミツイさん	(83歳)	12.16	外畑
田中 輝恵さん	(70歳)	12.25	二本松
石村 勉さん	(71歳)	12.26	蓮漣新田

(注1) 届出の際に、ご承諾をいただいた方のみ掲載しております。

(注2) 渡辺さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

もの忘れ講演会開催

～地域で痴呆の人を支えるために～

12月13日(金)

午後1時30分～3時

聖籠町保健福祉センター

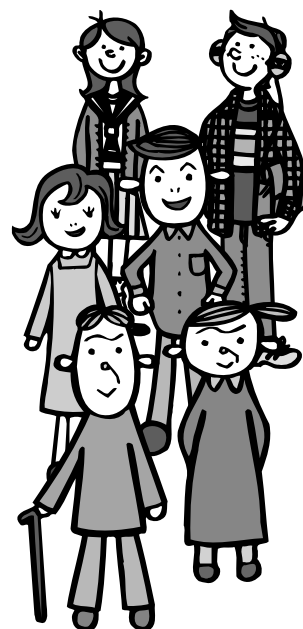
講師：新潟リハビリテーション病院「もの忘れ外来」担当医師
今村 徹先生（新潟医療福祉大学助教授）

「もの忘れ外来」を通じて痴呆の診断、治療に携わってこられた今村先生のお話をお聞きして、痴呆についての理解を深めたいと思います。

「痴呆の理解」は、家族だけでなく周りの人達にも広がることで痴呆の人でも家族も暮らしやすくなります。先生からは、具体的な痴呆の人への対応方法や専門家への相談の大切さなどをお聞きしたいと思います。

身近に痴呆の人がいる人もいない人もぜひ声をかけあってご参加ください

☎保健福祉課 ☎27-6511



入札結果

(11月28日～12月19日)

工事(件)名	契約額(円)	業者名	完成期限
路第3号次第浜西池線道路路線測量業務委託	1,785,000	大矢測量(株)	H16. 3.25
松くい虫被害木伐倒駆除作業依頼(No.5)	3,202,500	北越緑化(株) 聖籠営業所	H16. 2. 8
特下工第8号本三賀208号管渠整備工事	5,670,000	(有)入山建設	H16. 3.26
公下委第4号 管渠実施設計に伴う土質調査業務委託	5,985,000	(株)日さく新潟支店	H16. 3.25
公下委第5号 管渠実施設計に伴う埋設物調査業務委託	630,000	北日本非破壊検査(株)	H16. 3.25
公下委第2号管渠実施設計業務委託	17,850,000	オリジナル設計(株) 新潟事務所	H16. 3.25
公下委第9号管渠実施設計業務委託	9,870,000	(株)開発技術コンサル タント	H16. 3.25
特下委第1号管渠実施設計業務委託	9,765,000	オリジナル設計(株) 新潟事務所	H16. 3.25

聖籠町農業委員会委員一般選挙

投票日は 3月28日(日)

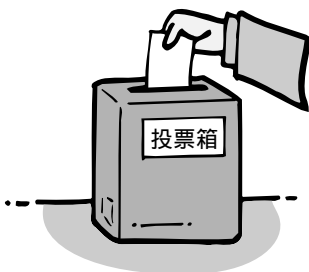
に決定しました。

平成16年3月31日に任期満了となる聖籠町農業委員会委員一般選挙は、町選挙管理委員会を開催し、次のとおり決定しました。

告示日 3月23日(火)

投票日 3月28日(日)

選挙権がある人は、農家の人で、
平成15年3月確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人です。(要件 年齢20歳以上
10アール以上の農地を耕作又は、
1年で60日以上耕作に従事している人。)



お問い合わせ 町選挙管理委員会 ☎ 27-2111 (内線223)

「聖籠町ふれあい農園」

—利用者募集—

町では、土とふれあい野菜や草花の栽培をすることによって、健康で明るい家庭づくりに役立てていただくとともに、農業への理解を深める体験学習施設として「聖籠町ふれあい農園」を開設しています。

この施設は町民をはじめ、町外の方にもご利用いただける施設です。

利用内容及び申込方法は次のとおりです。

皆様のお申込をお待ちしています。

農園の種類・区画面積・区画数

農園の種類	面積	区画数
標準貸出し農園	30㎡	68
	36㎡	20
	48㎡	9
車椅子用プランター	3㎡	5

利用期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで
ただし、次年募集時に更新申し込ただければ継続利用できます。

随時申し込みを受け付けます。

利用料金

1年間で1㎡当たり200円です。

[例] 30㎡の場合
200円 × 30㎡ = 6,000円

ご利用資格

自然を愛する方なら
どなたでも
(町内・町外在住を問いません。)

☑ 役場産業観光課

☎ 27-2111
(内線122)



新潟ゆとりロードネットからのお知らせ

☑ 新潟ゆとりロードネット事務局

☎ 025-280-5406

秋期に引き続き、日東道・北陸道・磐越道を活用した冬期実験を実施！今度は阿賀野川を渡らなくても半額！対象区間・車種が拡大され、ますます便利になります！

日東道・北陸道・磐越道活用冬期実験

期 間：2月1日(日)～29日(日)

時 間 帯：終日

対象車種：全車種

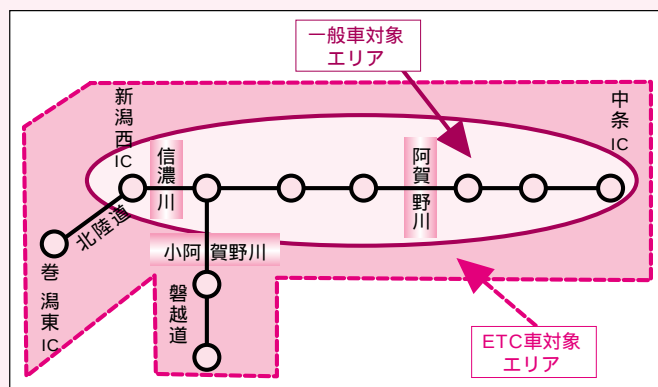
対象区間：一般車 新潟西IC～中条ICの範囲内利用車

ETC車 巻潟東IC～中条IC～安田ICの範囲内利用車

割引料金：概ね通常料金の半額(50円単位切り上げ)

高速道路が半額に！！

対象区間



(福) 豊聖福祉会 職員募集

- 職種 管理栄養士
- 採用予定人員 1 名
- 資格要件

管理栄養士の資格取得後、継続して実務経験 3 年以上の方

● 受験手続

試験申込用紙の請求方法

試験申込用紙は、施設で直接受領又は郵便で120円切手を同封のうえ請求してください。

申込受付期間

2月9日(月)～2月19日(木) 8時30分から17時まで

施設に直接持参又は郵送(郵送の場合は、2月19日必着)に限りです。

● 試験日

一次試験 2月29日(日)(会場: 聖豊はすがた園)

二次試験及び合格発表 3月上旬(予定)

採用年月日 平成16年4月1日

● 勤務地 当法人の施設

● お問い合わせ申込先

社会福祉法人豊聖福祉会

・特別養護老人ホームほうせい園

〒950-3321 豊栄市葛塚字正尺618番地

☎025-387-0900 人事担当

・特別養護老人ホーム聖豊はすがた園

〒957-0106 聖籠町大字蓮湯2249番地

☎0254-27-7060 人事担当

安全衛生教育センターのご案内

安全衛生教育センター(旧聖籠中学校)では次の技能講習を開催しています。

● 玉掛技能講習

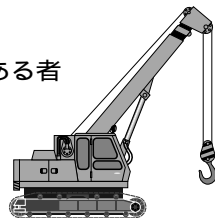
玉掛補助業務に6か月以上経験のある者

上記以外の未経験者

● 小型移動式クレーン運転技能講習

● 床上操作式クレーン運転技能講習

● ガス溶接技能講習



上記技能講習は、経験のない場合、又個人でも受講できます。詳しくは、安全衛生教育センターへお問い合わせください。

☎安全衛生教育センター

☎0254-32-5353

《技能講習開催予定》

種 別	期 日	定員	申込先	申込期間
玉掛(経験あり)	3/16～3/19	100	新潟労働基準協会	2/2～3/2
玉掛(経験なし)	3/2～3/5	80	新潟労働基準協会	2/2～2/17
小型移動式クレーン	3/11・12・15・16	40	新潟労働基準協会	2/2～2/26
床上操作式クレーン	3/22～3/25	40	新潟労働基準協会	2/2～3/8
ガス溶接技能講習	3/25・26	100	新潟労働基準協会	2/2～3/11

申込先

新潟労働基準協会 ☎025-267-1723

新潟労働基準協会 ☎0254-43-2330

新潟都市圏の将来像を考えるシンポジウムの開催

新潟都市圏の将来像 / 新潟都市圏のさらなる発展・活性化をめざして

趣 旨

今年度で6回目を迎える「新潟都市圏の将来像を考えるシンポジウム」では、新潟都市圏のさらなる発展・活性化を図るにはどうすればよいのか、農業・工業・観光などの様々な分野から考えてみます。

日 時 2月22日(日)午後1時30分から

会 場 ホテル新潟(新潟市万代5丁目11番20号)

☎025-245-3331)

内 容

第1部 基調講演その1

(講 師) 横道清孝(政策研究大学院大学教授)

第2部 基調講演その2

(講 師) 石森 亮(新潟商工会議所地域開発委員会委員長・日本政策投資銀行新潟支店長)

第3部 パネルディスカッション

「新潟都市圏の未来 / 新潟都市圏・新潟としてのさらなる発展・活性化をめざして」

(メンバー) 横道清孝(政策研究大学院大学教授)

石森 亮(新潟商工会議所地域開発委員会委員長・日本政策投資銀行新潟支店長)

篠田 昭(新潟都市圏総合整備推進協議会会長[新潟市長])

小川竹二(新潟都市圏総合整備推進協議会副会長[豊栄市長])

主 催

新潟都市圏シンポジウム実行委員会

(新潟都市圏総合整備推進協議会、新潟広域行政懇話会)

参加申込

はがき、ファックス又はE-mailで住所、氏名、電話番号を記入のうえ下記参加申込先(事務局)までお申し込みください。

(入場無料)

お問い合わせ・参加申込先(事務局)

〒951-8550(住所記載不要)

新潟市学校町通1番町602番地1

新潟市役所政令指定都市調査課内

新潟都市圏シンポジウム実行委員会

事務局 宛

☎025-228-1000 内線2108・2109

☎025-223-1557

E-mail seirei@city.niigata.lg.jp

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の案に関する公告・縦覧のお知らせ

新潟県では、「新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（＝都市計画区域マスタープラン）」の策定にあたり、次のとおり都市計画案の公告・縦覧を行います。

なお、この都市計画案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに新潟県に意見書を提出することができます。

■都市計画案の内容

「新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

■縦覧期間

2月13日(金)～27日(金)

(土曜・日曜を除く)

午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所

聖籠町役場ふるさと整備課

☑ 県庁都市政策課都市計画係

☎ 025—280—5429

司法書士による相続登記

無料相談月間

新潟県司法書士会では、毎年2月の1か月間を『相続登録はお済みですか月間』と定め相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施しております。

この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽に相談ください。相続登記や諸手続について、無料でご相談に応じております。

また、1年を通じて毎週水曜日の午後1時30分から4時まで、次に無料でご相談に応じております。

司法書士無料相談電話

☎ 025—228—1589

なお、ご不明な点は新潟県司法書士会へお問い合わせください。

☑ 新潟県司法書士会

☎ 025—228—1589

県立自然科学館各種教室ご案内

母と娘の香りの実験室

☐ 2月14日(土)

午後1時30分～3時30分

☑ 女子中高・母親、(先着25名)(電話等)定員に達しない場合成人女性の単独参加も可能

☑ 植物から香りの成分を取り出し、室内用のコロンを作る

料金 無料

有孔化石を見つけよう

☐ 2月15日(日)

午後1時30分～2時30分

☑ 有孔化石の顕微鏡観察と採集

☑ 申込者先着30名(電話等)

料金 入館料のみ

からくりの世界

☐ 2月15日(日)

午後1時 午後3時

☑ 茶運び人形・段返り人形などのからくり人形の実演

☑ 入館者各回40名(先着)

料金 入館料のみ

不思議

水の中で動く物体を作ろう

☐ 2月15日(日)

午後1時 午後2時
午後3時

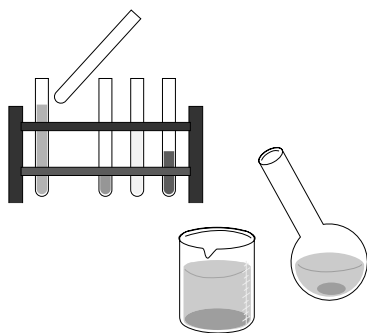
☑ 水の中で動く黒いボールなどを、みんなで作ろう!!

☑ 入館者各回24名(先着)

料金 入館料のほかに50円

☑ 県立自然科学館

☎ 025—283—3331



定時制・通信制高等学校生募集

～幅広いニーズに対応した高等学校教育を～

柔軟な学習形態をとる定時制・通信制課程の生徒を、次により募集します。

募集している学校

○ 定時制課程 県立9校、新潟私立1校

・ 単位制による高等学校

新潟翠江高等学校(仮称)

荒川高等学校

長岡明德高等学校

堀之内高等学校

出雲崎高等学校

高田南城高等学校

新潟市立明鏡高等学校

・ 学年制による高等学校

新発田南高等学校豊浦分校

三条高等学校

十日町高等学校

○ 通信制課程

新潟翠江高等学校(仮称)

高田南城高等学校

出願資格(一般選抜)

・ 平成16年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込の者

・ 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

・ 中学校教育法施行規則第63条

の各号の一に該当する者

* 年齢・性別は問わない

出願期間(一般選抜)

○ 定時制課程 2月19日(木)

～ 2月23日(月)午前11時まで

○ 通信制課程 2月25日(水)

～ 4月2日(金)午後4時まで

詳細については、次までお問い合わせください。

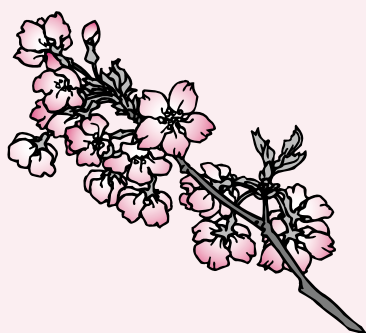
☑ 出願手続…出身中学校

☑ 学習内容…出願する高等学校

☑ その他…県教育長高等学校教育課

☎ 025—285—5511

(内線3881、3882、3883)



入って安心

交通災害共済

交通安全

Vol 22

NEWS

4月からの加入申し込みを受け付けます

交通災害共済制度は交通災害にあった場合、見舞金を支給する事業です。県内すべての市町村が共同で運営する県民相互救済の制度です。現在加入されている方は、平成16年3月31日で共済期間満了となりますので更新手続きをお勧めします。

まだ加入されていない方は万一の事故に備え、加入をお勧めします。

【会費】

1人 年額 500円

途中で加入する場合も同額です

【加入手続】

2月中旬に全戸配布される申込書で

お申し込みください。

申込書には世帯員の名前が記されています。加入しない人がいる場合は申込書の氏名を線(=)で消してください。

記載されていない人が加入する場合は、氏名等を書き加えてください。

【申込方法】

申し込みはお近くの金融機関、聖籠町役場生活環境課へ現金を添えてお申し込みください。

また、3月12日までは集落区長さんに協力いただき集落でも取りまとめを行っています。それ以降は金融機関が役場でお申し込みください。

【共済期間】

3月までに申し込まれた方は平成16年4月1日から平成17年3月31日までが共済期間となります。

4月以降申し込まれた方は申し込みの翌日から平成17年3月31日までが共済期間となります。会費1人500円は変わりませんので3月までに申し込まれることをお勧めします。

■対象となる交通災害

対象となる交通機関	対象となる交通事故範囲
自動車、オートバイ、自転車など	道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。
汽車、電車、モノレールなど	鉄道線路で交通に起因した事故。 (人の死傷が伴うもの)
身体障害者用車いす	道路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。

交通事故にあったら警察署に事故の届出をしましょう。
(交通事故証明がない場合の見舞金額は9等級が限度です)

●見舞金額

等級	災 害 の 程 度	金 額
1	死亡	1,200,000円
：	：	：
：	：	：
8	入院5日以上を含む実治療日数43以上の傷害	100,000円
9	入院通院の実治療日数27以上の傷害	70,000円
10	入院通院の実治療日数13以上の傷害	50,000円
11	入院通院の実治療日数7以上の傷害	30,000円

実治療日数とは入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。



町の交通事故発生状況

区分 年	12月			1月～12月		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成15年	10	0	13	127	5	165
平成14年	5	0	7	119	5	161
増減	5	0	6	8	0	4

交通安全に関することは
役場生活環境課

☎ 27 - 1962 (直通)



▲ 6年生の児童

新年を迎え

心新たに書初め

各小学校で書初め大会

(写真は1月13日・山倉小学校での書初め大会のようす)



▲ 4年生の児童



▲ 除雪機



▲ ホワイトボード

広報せいらうの『イラスト自慢』への応募は毎月30～60枚ほどの応募があり、大変うれしく思うのですが、全員の分を載せられないのが残念です。ごめんなさい。

載らなかった人もあきらめずにまた送ってください。

広報せいらうの『イラスト自慢』への応募は毎月30～60枚ほどの応募があり、大変うれしく思うのですが、全員の分を載せられないのが残念です。ごめんなさい。

載らなかった人もあきらめずにまた送ってください。

運野集落では、自治宝くじの助成金であるコミュニティ助成事業の助成を受けて、運野公会堂に除雪用備品と会議用備品を整備しました。

運野集落では、今回整備した除雪用備品と会議用備品を活用しコミュニティ活動の更なる活性化を図っていくことにしています。

コミュニティ助成事業とは、自治総合センターが、自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源とし、宝くじの普及広報を行うとともにコミュニティの健全な発展を図ることを目的に様々なコ

平成15年度 コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に助成を行うものです。

◎役場企画財政課

☎ 27-2111 (内線211)

☎ 27-1958 (直通)



島田 たかあきさん 6歳



オオアバレンオー 5歳



投稿するときは濃い鉛筆かペンで描いてください。(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○○○』と書いてください)



もも 7歳



本間 菜々さん 6歳



みやした りなさん 5歳



加藤 元樹さん 7歳



小林 かなえさん 6歳



ぶーちん♥ 5歳



一年間の町の安全を祈って 聖籠町消防出初式

一年間の無火災・無災害、町民の安全を祈り、1月4日(日)町民会館において、聖籠町消防出

初式が行われました。当日は各地域の消防団が町内を巡回し無火災を呼びかけました。

その後町民会館に集合しパレード、安全祈願、実践放水訓練などを行い、参加者全員で町民の安全を願いました。

平成15年の聖籠町の火災件数は9件でした。火災はちよつとした油断から発生します。火事をおこさないよう注意くださるようお願いします。

初式が行われました。

当日は各地域の消防団が町内を巡回し無火災を呼びかけました。

町の宝で～す

12月の乳児健診から

倉嶋 湧ちゃん
H15.8.26生本間 愛輝ちゃん
H15.8.24生福本 圭吾ちゃん
H15.8.13生加藤 龍皇ちゃん
H15.8.10生石田 凜ちゃん
H15.8.26生加来 ななかちゃん
H15.8.18生青木 愛美ちゃん
H15.8.6生北上 真希ちゃん
H15.8.22生菅原 七星ちゃん
H15.7.7生皆川 未玲ちゃん
H15.8.27生

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出の写真・絵画・工芸・園芸などの作品・ペットなど(ほのぼのとした作品大歓迎です。)をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報担当までご連絡ください。問い合わせは、役場総務課町民ふれあい係 ☎27-2111内線226まで。



おいしそうな「みかん」



曽根 秀夫さん(苔沼)

今回は、苔沼の曽根さんが大切に育てている「みかん」を紹介します。

平成4年に農協から「宮川早生」という品種の「みかん」の苗木を購入し、大切に育てています。植えてから木が病気になったり虫がついたりして、5年前からやっと実をつけるようになったそうです。

「実を付ける前は、毎年病気などにかかっていたので、病気の状態などをビデオカメラに撮って記録し、翌年の予防などの参考にしています。」と苦労話をしてくれました。

曽根さんは、みかんのほかに「ゆず」など多くの植物を育てていらっしゃいますが、この植物もみかんと同じように毎年ビデオカメラで撮影し、予防などに役立て大切に育てているそうです。

「植物とカメラ両方の趣味が一緒にできて楽しいですね。」と話されていました。



▲ゆず(育てて20年になります)

(写真は12月に撮影したものです)